

平成26年10月3日

郵政民営化に関する意見

一般社団法人 第二地方銀行協会

平成26年9月3日付けで意見募集がありました標記の件について、郵政民営化の評価および今後の郵政民営化への期待等に関する当協会の意見は、以下のとおりです。

1. これまでの郵政民営化に対する評価

- 現在、政府が保有する日本郵政株式会社株式の売出しに向けた主幹事証券会社の選定手続きが進められております。こうした動きは、①郵政民営化法において、同社株式の早期処分義務が課されていること、②復興財源確保法により同社株式の売却収入を復興財源に充てるとされていること等を踏まえ、その実現に向けた一歩であると理解しております。

他方、ゆうちょ銀行の株式売却スケジュールについては、具体的な計画等は示されておらず、引き続き、政府関与が残ることから、民間金融機関との公平な競争条件が確保されていないと考えております。

- 私どもは、かねてより、国民経済的観点から真に望ましい郵政民営化を実現するためには、ゆうちょ銀行について、①バランスシートの規模の縮小、②政府出資がある間における公平な競争条件の確保、③利用者保護の徹底や金融システムの安定に資する観点からの態勢整備が不可欠であると申し上げてきました。

こうした中、ゆうちょ銀行は新規業務の認可を申請しておりますが、

ゆうちょ銀行に政府の間接出資が残り、公平な競争条件が確保されないまま認められれば、民間金融機関の業務を圧迫し、地域金融、地域経済に甚大な影響を及ぼす恐れがあると考えております。

2. 今後の郵政民営化への期待

- 今後、郵政民営化委員会及び関係当局において、私どもの意見や郵政民営化法の理念(「同種の業務を営む事業者との対等な競争条件を確保するための措置を講じる」等)を踏まえ、国民経済的観点から真に望ましい郵政民営化に向けた深度ある検討が行われることを期待いたします。また、委員会や関係当局における検討状況や今後のスケジュール等について、従来以上に情報開示が行われることが必要と考えます。

- なお、預入限度額については、「当面は引き上げない」ことが改正郵政民営化法の附帯決議に盛り込まれております。現状では、預入限度額が維持されておりますが、引き続き、政府の信用を背景とするゆうちょ銀行において、引き上げが実施されるべきではないと考えております。

以 上